

沼津市新型コロナウイルス対策 バス・タクシー共通利用券の配布について

市民の日常生活を支えている公共交通は、新型コロナウイルス感染症の影響により未だ利用者数が回復せず、運行サービスを継続することが、厳しい状況となっております。

これまで、バス・タクシーの利用促進策として、市内在住の65歳以上の高齢者を対象としたバス・タクシー共通利用券の配付を実施してまいりましたが、今回は市内の全世帯毎に3,000円分の利用券を配付することで、幅広い年齢層の方々にご利用いただき、公共交通の利用喚起と利用転換を図ってまいります。

生活に必要不可欠な通勤・通学や買い物際の移動の足として、また、3回目のワクチン接種時などにもご利用いただきたいと考えております。

■事業費 1億5,000万円

■バス・タクシー共通利用券の無料配付

① 対象者

- ・令和4年1月13日現在、沼津市の住民基本台帳に掲載されている全ての世帯が対象です。
- ・1世帯につき3,000円分(100円券×30枚)のバス・タクシー共通利用券を郵送します。

② 配付開始 令和4年2月中旬以降、順次郵送

③ 利用期間 利用券が届いた日から利用可能。令和4年9月30日(金)まで。

④ 利用可能な交通機関

- ・バス事業者4社
- ・タクシー事業者11社
(個人タクシー協同組合等含む)
- ・介護タクシー事業者7社



⑤ 利用方法

- ・市内で発着(乗降のどちらかもしくは両方が沼津市内)する場合に限り使用できません。
- ・おつりは支払われません。
- ・各社が発行する回数券や割引券、本市で発行する各種利用券と併用して使用できます。